

1) 誕生

仁杉五郎左衛門は南町奉行所の与力を勤める仁杉五郎八郎幸堅（ゆきかた）の6男として、江戸八丁堀の組屋敷で生を受けた。

生年月日についての確かな記録は見つかっていないが、天保12年（1841）の文書（封廻状）に

一 仁杉五郎左衛門 55歳

という記述がある。これから数え年で逆算すると天明7年（1787）の生まれとなる。

天明7年というと、江戸時代の四大飢饉のひとつに数えられる天明飢饉の真っ只中、農村部から逃げ出した農民が都市部に流入して治安が悪化、ついに江戸や大坂の米屋の打ち壊し事件に発展し、全国各地に広がって行った頃である。

2) 父母

母は祖父幸計の長女（名は不詳）で、いわば家付き娘である。前述のように、幸計は2人の男子を養子に出し、宝暦13年（1763）、長女に八丁堀の医師で養生所のお目見格医師でもあった宮路要三の次男・長之助を娘婿に迎えた。

長之助の母（宮地要三の妻）は、南町奉行所与力・樋口次郎左衛門の娘である事から、宮地家はもともと町奉行所役人とは親しい付き合いがあったのであろう。

さらに幸計の次女は樋口家に嫁ぎ、次の代の次郎左衛門の妻となっているから、樋口家、宮地家とは密接な親戚関係であった。

長之助は、延享3年（1746）の生れ、仁杉家に婿入りした時は18才だった。

宝暦13年（1763）12月、名を仁杉家の通字「幸」をとって幸堅と改名、通称を五郎八と名乗り、南町奉行所（奉行は土屋越前守）の与力見習として出仕した。

天明7年（1787）7月7日、義父・幸計が御書院番組に転じた明跡の継ぎ、本勤与力となった。ちなみにこの年、五郎左衛門が生れている。

養父幸計もその先代幸次も同心支配役まで昇進しているが、幸堅はそのような華々しい昇進もなく、平凡に与力勤をしたようである。町鑑では寛政3年（1791）に一番組の序列二番になっていることが確認できるが、その他にこれといった事績の記録は残っていない。

見習も含めて約40年間、町奉行所与力として勤めた後、享和元年（1801）病気のためとして、南町奉行・根岸肥前守に引退願を出し、12月18日に嫡子五郎左衛門への相続が許可されている。56歳での与力職引退であった。

翌享和2年（1802）4月4日、剃髪して名を青山と改めた。詩歌などの道で余生を楽しんだと思われる。

文化8年（1811）11月7日、64歳で死去。墓所 小石川喜運寺。

4) 父方祖父・宮地要三

幸堅は比較的地味な与力人生だったが、その実父（五郎左衛門の父方祖父）である宮地要三はかなり有名な蘭方外科医師だったようだ。



その中央に要三の墓が立っている。
宮地要三の墓 谷中安立寺

正面には

宮地要三源高德 霊場

諡 長松院泰栄日保大居士

とあり、左面、裏面、右面にわたって、要三の経歴が刻まれている。

先生作州津山産也幼而好医
遊浅井周的之講筵窮医理而
傳阿留滿須加須波留雨流往
瘡刺法手練至東都逢吉田古
華諸君之辟書不捨昼夜約之
象因症治汰選一家言五卷補
年之眼為一家之流而鳴於東

往洛陽伊藤東涯之門学儒道
後往肥州長崎高原道意之門
備之前州山本周悦之門傳金
自庵先生聞三明一致歴覽中
編三玄撮要八卷分明瘡之名
古人不備正誤惑開傷科三千
都矣于時明和六己丑歲十月初八日

寿七十七而卒

孝子 宮地 要立 源高英

仁杉五郎八郎源幸賢 敬白

百河源規 傳 代筆

この墓碑は要三の相続者である養子・要立と、仁杉家の養子となった幸堅（ここでは幸賢）の連名となっている。仁杉家では藤原南家の裔として正式文書では「藤原」姓を名乗っているが、ここでは養家の姓ではなく実家の姓を名乗っている。要立もおなじ「源」姓を名乗っている。

なお、要三の相続者・要立の墓石は左側にある「瓊海府名墓」と考えられる。この墓石にも左、裏、右面にわたって碑文が刻まれているが、この中で幸堅が仁杉家の養子

になった経緯を想像できる記述がある。

これによると、要立は長崎の人。父と同じく蘭方外科医だった。漢方の外科医であった要三が要立の評判を聞き、招いて医業を助けてもらった。そして要立は次第に漢方医としての腕を上げていった。

要三には1男1女があり、要立がその「1女」の婿となって要三の後継者となり、「1男」は仁杉家の養子となって仁杉家を継いだのだ。

要立は文化6年（1809）10月19日、87歳で没している。墓は安立寺、要三の墓の隣にある。

仁杉家の家譜には「幸堅は宮地要三の次男」とあるが、この碑文によれば1男1女の一人、つまり長男だった。医師という特殊な才能を必要とする家業だけに、やはり得手不得手があり、長之助(後の幸堅)は医師に向かなかったのか。後継者としては要立の方が適していたので、要立を娘婿とし、長男を仁杉家の養子に出したと考えられる。

5) 兄弟姉妹

幸堅夫婦は次々と子をもうけ、五郎左衛門が生まれる前に次のように5人の男子が生まれているが、いずれも生後間もなく、あるいは2、3年のうちに夭逝してしまっている。

	幼名	誕生	死亡	戒名
長男	孫太郎	明和2年（1765）	2歳	素淳童子
次男	常五郎	明和7年（1770）	2歳	香屋童子
3男		安永6年（1777）	生後すぐ	意俊童子
4男		安永7年（1778）	生後すぐ	秀因童子
5男	長之助	天明5年（1785）	3歳	教道童子
6男	常松	天明7年（1787）	後の五郎左衛門	

おそらく5男は健康そうに見え、幸堅も後継ぎとして期待したのであろうか、自分の幼名と同じ名「長之助」をつけている。

しかしこの長之助、5人の兄弟の中では「最長」の3歳まで生きたが、五郎左衛門が生まれた年に死亡してしまう。

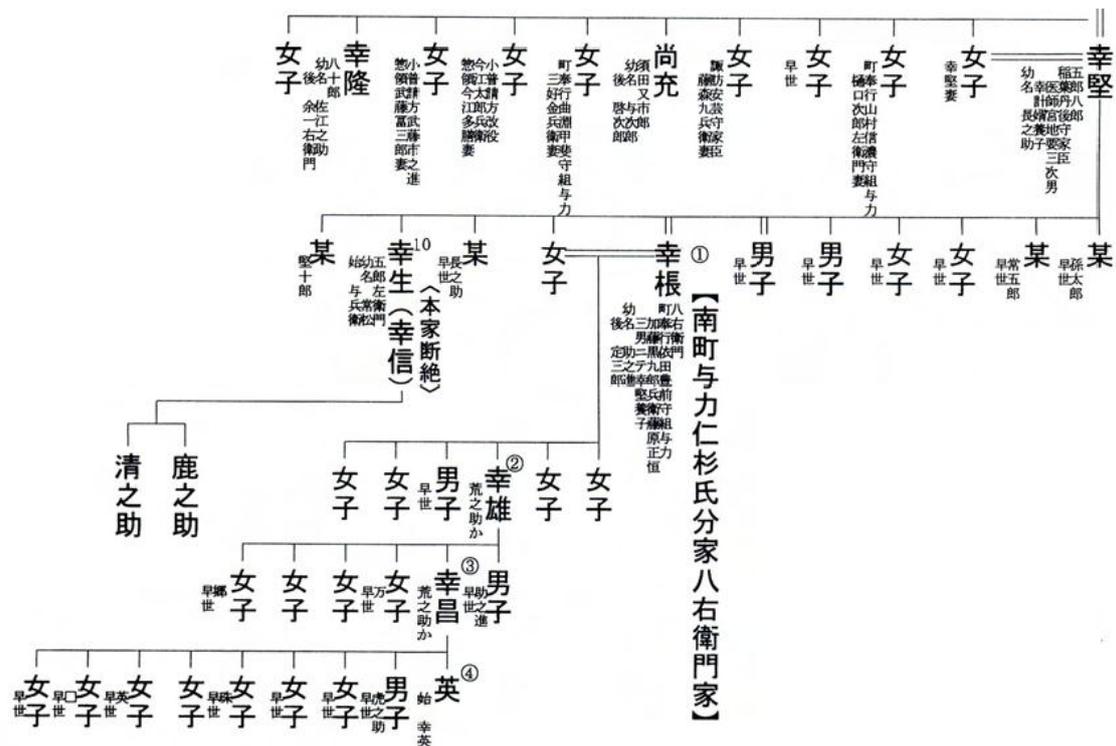
なお、過去帳によれば五郎左衛門の後にも

8男堅十郎 秋峯居士

の名が見える。「居士」のついた法名なのである程度の年齢まで育ったことと推定される。また8男ということは7男がいたことになり、この名が過去帳に見えないことから、7男は成長してどこか他家の養子になったものと考えられる。

6) 分家・八右衛門家の成立

江戸初期より8代続いた与力仁杉家にはなかなか世継ぎが育たなかった。前述のように、幸堅には天明時代までに5人もの男子が生まれたが、いずれも2、3歳までに死亡してしまっている。相次ぐ子供の夭逝で幸堅は後継ぎ確保の自信がなくなったのであ



ろう。天明7年に6男の常松が生まれているが、もし常松に何かあれば、また嫡子不在となってしまう。

幸堅自身は仁杉家に跡継ぎがないため、宮地家から婿入りしている。仁杉家の相続は婿養子の幸堅にとって至上命題である。すでに40歳を越えていた幸堅は、相続者の確保を確実にする事を考えたのだろうか、唯一無事に育った長女に婿を迎えることにした。

長女は、安永7年(1778)の生まれ(*)、五郎左衛門より9歳上の姉となる。

*寛政6年(1794)の史料に寅17歳と記されており、これから逆算。

仁杉家の相続者含みで、この長女の婿となったのが、北町奉行所の与力・加藤九郎兵衛の3男三之助である。三之助ははじめ助之進を名乗り、「本朝」には三之助の母は幸計の娘とある。これは他の系図で確認できないが、もし本当だとすると、いとこ同士で結婚したことになる。

いずれにしても、仁杉家ではこれで2代続けての婿養子による相続となった。寛政5年(1793)の事と推定される。この年、長女は16歳、常松は7歳だった。

三之助は、仁杉家の通字「幸」をとって「幸根」と改名、通称八右衛門を名乗り、見習与力となった。ところが、相続者としての成長が危ぶまれていた六男常松が丈夫に育った。

養子に家督を継がせ、実子は部屋住み、または他家に養子にという訳には行かないから、幸堅はもうひとつの与力株を手に入れ、これを幸・に継がせ、常松には与力本家を相続させる事にした。

ここに仁杉家の分家が成立し、これが後の八右衛門家となる。文化年間の初期(2、3年頃)の事と思われる。八右衛門家はその後幕末まで4代にわたって南町奉行所の与力を勤めた。この家計については第5編「八右衛門家四代記」で詳しく述べる。

7) 元服

常松は享和元年（1801）、元服して名を幸生（ゆきなり）と名を改め、同時に通称を与兵衛と名乗った。

この時代の武士は、元服の時に幼名を実名（あるいは諱）に改めるとともに、別に「通称」をもつ。

実名はいわば本名であり、その一字を親あるいは先祖からもらう事が多い。良く知られているように、徳川氏は代々「家」の一字を通字とする事が多く、同様に織田氏や武田氏は「信」、上杉氏の「景」、伊達氏の「宗」、島津氏の「久」、足利氏や後北条氏の「氏」なども有名である。

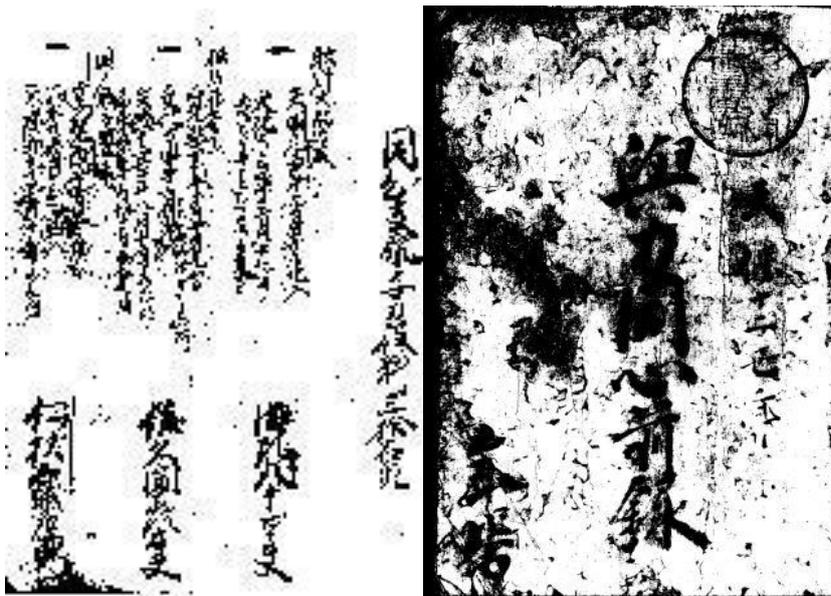
仁杉家では代々「幸」の一字がついている。

初代幸通—②幸高—③幸重—④幸勝—⑤幸次—

⑥幸光—⑦幸計—⑧幸堅—⑨幸生（幸信）

8) 与力見習

元服した年の12月2日、幸生は与力見習として南町奉行所に出仕した。時の南町奉行は根岸肥前守である。



国会図書館蔵
旧幕府引継書

南町奉行所
天保12年の
「与力同心前録」

町奉行所の与力は形式としては一代抱えであり、相続が保障されているわけではない。が、現職の与力が高齢あるいは病気で勤務ができなくなると引退して、改めてその後継者が抱え入れられ、実質的な相続となる。このため与力の相続候補者は13歳くらいになると与力見習として奉行所に出仕して与力の実務を学ぶ。

与力の役階は

無足見習 見習 本勤並 本勤 支配並 支配役

と6段階に分かれていた。

与力の俸禄は上総下総地方(現在の千葉県)にまとめて1万石の給知があり、これを南北46人ほどの与力で分けていた。1人200石とすると残りはわずか。従ってむやみに有給の与力見習を増やすことはできず、南北それぞれ7人と限られていた。

運良く有給の枠があれば良いが、その枠がないと長い間無給（無足ともいった）の与力に甘んじなければならなかった。

幸生が有給の見習だったか、無足見習だったかわからないが、前出の「与力同心前録」によれば、見習出仕のわずか 16 日後の 12 月 18 日に御抱入となった。普通は短くても数年、長ければ 20 年以上も見習に甘んじなければならぬのでたった半月間の与力見習は極めて異例である。

この時点で父は引退していないから、五郎八郎（幸堅）、与兵衛（幸生）の 2 人が与力を勤めていたことになる。

9) 家督相続、本勤与力

与力に抱入れられた翌享和 2 年（1802）4 月 4 日、父幸堅が与力を引退した。この時、仁杉家の家督が幸生に相続された。幸通から数えて 9 代目、若冠 15 歳の若い当主である。

同時に与兵衛は一本立ちの与力（本勤）になった。

この年、父幸堅は 56 歳。60 代、70 代の与力はざらにあり、まだ引退する年ではない、病弱だったのか、あるいは後に青山を名乗ったことからわかるように、与力勤務の時から詩歌の道に興味を持っていて早々と引退、ゆうゆうと趣味の世界に生きることを決心したのか。

10) 父母の死

文化 4 年（1807）母が死亡した。母は前に述べたように祖父幸計の娘、「家付娘」である。俗名は不明であるが戒名は養春院殿花岳園智大姉、菩提寺の小石川喜運寺に葬られた。

母の跡を追う様に、文化 8 年（1811）11 月、父幸堅が死亡した。法名高林院殿泰心青山居士。小石川喜運寺。

この年幸生は 24 歳、南町奉行所一番組で序列 5 番、最若年の与力だった。